

TKCモニタリング情報サービス通信

決算書の信頼性を高める「書面添付制度」にご注目ください!

(詳細は4頁以降の対談をご確認ください)

TKCは日本最大級の金融ITフェア「FIT2024」に出展しました!



FIT2024に株式会社TKCが出展しました!	3
対談 我が国における「保証業務」の普及に向けて	4
TKC全国会会長 坂本孝司 / 日本監査研究学会会長 松本祥尚	
京都銀行とのトップ対談	12
安井幹也頭取 / TKC近畿京滋会	
変動損益計算書のチェックを「日課」に 限界利益の確保と迅速な投資判断	14
柴野電工社 / 谷本会計事務所	

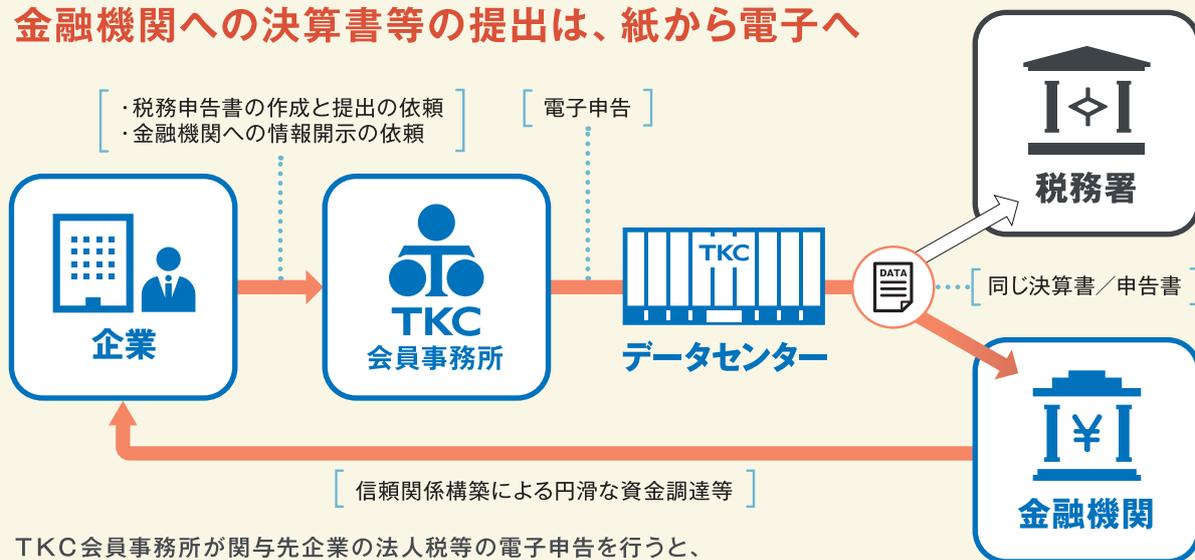
TKCモニタリング情報サービスとは

TKCモニタリング情報サービスを利用いただくことにより、金融機関は**税務署に提出された融資先の決算書・申告書を最も速く収集**できます。



企業と金融機関の信頼関係を構築する情報開示のプラットフォーム
TKCモニタリング情報サービス

金融機関への決算書等の提出は、紙から電子へ



TKC会員事務所が関与先企業の法人税等の電子申告を行うと、税務署に提出した内容と同じ決算書・申告書等が、自動的に金融機関へ開示されます。

©TKC2019

特許取得済 第6375425号、第6419378号

TKCモニタリング情報サービスの内容

●決算書等提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、法人税の電子申告後に、融資審査・格付けのために金融機関へ決算書や申告書等のデータを提供するサービスです。

●月次試算表提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、TKC会員による月次巡回監査の終了後に、金融機関へモニタリング用の月次試算表等のデータを提供するサービスです。

TKCモニタリング情報サービスは特許を取得しています

●【特許第6419378号】取得日:平成30年10月19日

企業、金融機関、会計事務所の各PCがネットワークで接続された会計情報モニタリングシステム

●【特許第6375425号】取得日:平成30年7月27日

企業、金融機関、会計事務所の各PCがネットワークで接続された会計情報モニタリングシステムの認証方法

FIT2024に 株式会社TKCが出展しました!

TKCは、日本最大級の金融ITフェア「金融国際情報技術展(FIT)」(主催:日本金融通信社)で金融機関向けセミナーを開催しました。展示ブースでは、全国493金融機関*に対して34万件超の決算書を開示する「TKCモニタリング情報サービス」や、中小企業25万社超の月次決算データを集計した「TKC月次指標」についてご紹介しました。

※10月31日時点



セミナー内容

- 開催日：令和6年10月17日(休)
- 会場：東京国際フォーラム
- 概要：千葉銀行にご登壇いただき、「TKCモニタリング情報サービスを活用したタイムリーな顧客管理・提案について」と題して、TKCモニタリング情報サービス導入前後の業務フローの変化や、TKC会員との連携事例についてお話しいただきました。
- 参加者の声：
 - 「決算書が早期に手に入る便利なサービス」という認識だったが、月次巡回監査によるデータの正確性も担保されているサービスだとわかった。
 - 当サービスは金融機関にとってメリットしかない。支店の行員はもっと積極的に推進すべきだと思う。TKC会員事務所とさらに連携して提供件数を増やしたい。
 - 財務関係の質問をしても明確な回答を得られない取引先が多い。経営者が数字に強くなるように、引き続きTKC会員税理士からの指導をお願いしたい。

東京会場のセミナー見逃し配信

- 配信期間：令和6年11月7日(木)～12月6日(金)
- 視聴方法：FIT会員登録をされていない方は、下記URLからお申込みください。



▶digitalFIT：<https://fit.nikkin.co.jp/login/user>



大阪会場のセミナー内容はTKCグループHPに掲載予定です

9月6日にグランフロント大阪で開催されたFIT大阪では、京都信用金庫が「TKCモニタリング情報サービスによる取引先の実態把握・資金繰り支援の推進」と題して講演されました。講演動画は12月中旬にTKCグループHPに公開予定です。あわせてご確認ください。

●お問い合わせ先

我が国における「保証業務」の普及に向けて

日本監査研究学会会長（対談当時）で日本を代表する監査論研究者の松本祥尚教授（関西大学大学院会計研究科）は、「監査の社会的認知レベルを向上し、ひいては保証業務を社会的に普及させる」を主題に研究を進められている。坂本孝司TKC全国会会長との対談では、保証業務が米国で生まれ基準化された経緯、その意義を踏まえて、我が国における保証業務の普及について意見を交換した。

◎進行／TKC全国政経研究会事務局長 内蘭寛仁

■とき…令和6年9月6日(金) ■ところ…TKC東京本社

高校時代に公認会計士を目指す

全国公開模試の「監査論」で全国1位

——松本先生とは、先生が会長を務める日本監査研究学会第46回（2023年度）全国大会「統一論題…わが国会計専門職の現状と将来展望—公認会計士と税理士に相克はあるのか—」に坂本会長が税理

士として初めて登壇、発表したことがご縁の始まりでした。その時の模様は本誌2023年11月号と12月号で紹介させていただきました。また、2024年3月号では「保証業務の普及と拡張」をテーマに提言をいただいています。

坂本 松本先生とじっくりとお話するのは初めてですので今日の対談をとて

も楽しみにしていました。

松本 こちらこそお招きいただきありがとうございます。

——さっそくですが、松本先生は監査論の権威で、日本を代表する保証業務の研究者として活躍されています。まずは、どのような経緯で研究者の道へ進まれたのか教えてください。

松本 きっかけは高校時代に公認会計士を目指したことです。その後、公認会計士受験支援委員会という大学独自の支援組織を持つ関西大学の商学部に入學して、ドイツ監査報告論がご専門の故・高柳龍芳先生のゼミに入り、2年生の後半から試験勉強を始めました。

3年目で試験に合格したのですが、その間、監査論の成績だけはずっとよくて、2年目には大手予備校が主催する全国公開模試で全国1位になったことがあります。



松本祥尚

日本監査研究学会会長
関西大学大学院会計研究科教授

Photo：中島淳一郎

対談



巻頭

坂本孝司 TKC全国会会長

論が実施されました（『TKC会報』1978年11月号）。この時、故・黒澤清先生（企業会計審議会会長、TKC全国会最高顧問等歴任）の推挙で、飯塚博士の指導教授として同行されたのが、神戸大学の高田正淳先生と武田隆二先生のお二人でした。

松本 そのような深いご縁もあったのですね。

——松本先生の研究内容について教えてくださいいただけますか。

松本 今は、保証業務を中心に研究していますが、もともとは、職業監査人の正当な注意義務（Due Professional Care）について研究していました。例えば、取締役は善管注意義務を負っていますが、同じように公認会計士も公認会計士法（第30条の2・3）で「相当な注意」義務を負っています。「正当な注意」は監査基準（一般基準の3）で求められています。

「どのような監査手続の瑕疵で正当な注意義務違反が認定され、行使された注意義務の程度に応じて、どれくらいの責任（訴訟リスク）が発生するのか」というのを客観的に証明できる方法がないかを、英米法を学んだ上で、米国や英国の判例を集めて研究し、ケーススタディとしてまとめました。

した。

坂本 それは素晴らしいですね。

松本 それで「監査論をこのまま勉強してみたい」と思って、高柳先生に大学院への進学を相談したところ、「せっかくだ大学院に行くのなら、（国立大学の）神戸大学に行きなさい」と言われ、故・森實先生を紹介していただき、森實先生のもとで研究がスタートしました。

坂本 森實先生は監査論の権威で、もともと香川大学で研究されていて、その後、神戸大学に移られたのですよね。

松本 そうです。監査論を担当されていた故・高田正淳先生が会計学総論のポストに移られたので、故・武田隆二先生（TKC全国会第3代会長）が森實先生を招

聘されたと聞いています。森實先生は、

独立性に関する論文をたくさん書いておられて、私も最初は先生の研究をフォローする形で、英米における独立性の歴史について修士論文をまとめました。

坂本 大変興味深いお話ですね。私も神戸大学出身で、拙著『職業会計人の独立性——アメリカにおける独立性概念の生成と展開』（2022年、TKC出版、以下『職業会計人の独立性』）の執筆にあたって

森實先生のご著書や論文は大変参考になりましたので、深いご縁を感じます。ご縁を感じるもう一つの出来事があります。

1978年（昭和53年）10月3日、TKC全国会の創設者である飯塚毅博士が西ドイツ連邦大蔵省に招聘され講演と公開討

世界で定着している保証業務を日本でも普及・拡張させたい

——保証業務をどう捉えるかについて
お二方にお話しただきたいと思えます。

松本 保証業務 (assurance engagement) は、国際的には浸透している業務ですが、日本ではまだまだ馴染みがない言葉かもしれません。

坂本 「保証」という言葉からの誤解もあるように思います。

松本 まず保証業務の内容を説明させていただきますと、保証業務は、1997年(平成9年)にAICPA(米国公認会計士協会)のエリオット委員会が世界で初めて提案しました。その報告書によると、保証業務は「想定される意思決定者に対し、情報の質、或いはその内容を改善する独立した職業専門的業務」と定義されています。その後、IFAC(国際会計士連盟)が枠組みや基準を制定したものを、日本の企業会計審議会が2005年(平成17年)に国内化しています。しかしながら、我が国では保証業務が広く定着することなく、今日に至っています。

坂本先生がおっしゃる通り、我が国で「保証」という用語は、一般的に、損害

が発生した場合にそれを補償する約束といった意味合いで使われることが多いです。保証業務自体も、法律用語辞典で調べると民法上の概念しか存在せず、「銀行の付随業務」と書いてあります。つまり、貸付を促進するための保証です。身元保証・個人保証・担保保証のようなイメージで保証業務が捉えられているのです。私は研究者として愕然としたのですが、このイメージを払拭することが、保証業務の普及に必要な第一の関門です。

坂本 今後とも言葉自体は変えられないでしょうね。

松本 「assurance」は「保証」以外によい訳が見あたらないのです。世界では保証業務が定着し、活用されているので、日本だけが孤立しないよう、保証業務の普及と拡張を進めていかななくてはならないと思っています。

坂本 私が常々申し上げているのは、「公認会計士は『財務の真実性の守護者』であり財務書類の監査業務に関する唯一の専門家、税理士は『租税正義の守護者』であり税務業務に関する唯一の専門家である。」ということです。その法的裏付けが、税理士法第33条の2に規定される書面添付制度(税理士による「保証業務」)です。

この書面添付制度については、我が国独自の制度かつ、学際的領域(税法学・会計学・監査論等)に関わっているため、ほとんどその研究がなされていないという問題があります。このことにより、大学の先生が研究テーマにされることや、学生が講義で聴くこともないために、研究者や金融機関の方は書面添付と聞いてもピンとこない。このような学問的裏付けの欠如が課題であると感じています。

そうした中で、今回、TKC全国政経研究会からの委託事業として、中小企業会計学会(会長・河崎照行甲南大学名誉教授)において、「書面添付制度に関する理論的・制度的研究」が開始されました。そこで監査論の松本先生、会计学の河崎先生、租税法の増田英敏先生(専修大学法学部教授)をはじめ一流の研究者によって学際的研究が進められていることは画期的であり、今後、我が国における「保証業務」の普及に大きく資するものだと確信しています。

公認会計士と税理士とは いわば「一卵性双生児である」

——ここで、昨年9月の日本監査研究

学会全国大会について振り返っていただきます。坂本会長から、学会で発表されることになった経緯やその意義についてあらためて説明していただけますか。

坂本 私が全国大会にお招きいただいたのは、2022年（令和4年）10月に発刊した『職業会計人の独立性』が日本監査研究学会に所属されている八田進二先生（天原大学院大学教授）の目に留まり、直々に「ぜひ学会で発表していただきたい」との依頼をいただいたことによります。

私自身、監査論や会計学の研究者、公認会計士、金融庁職員の方々を前に、税理士が行う保証業務である書面添付について語る日がこんなに早く来るとは想像しておりませんでした。税理士が監査研究の場で発表し、日本税理士会連合会（日税連）の認定研修にも指定される等、業界にとっても歴史的な意義のある大会でした。

当日は「独立性の視点から見た公認会計士と税理士——会計専門職の制度的基盤（独立性を中心として）」というテーマで報告し、「公認会計士は『財務の真実性の守護者』であり財務書類の監査業務に関する唯一の専門家、税理士は『租税正義の守護者』であり税務業務に関する唯



一の専門家である。両者はいわば二卵性双生児であり、互いに違いを理解すべき関係である」。また、我が国における中小企業の計算書類や税務申告書の信頼性確保の観点から「書面添付制度は、『税務監査証明業務』とも言える制度である。税務申告書の信頼性を直接保証するのみならず間接的ではあるが、計算書類にも一定の信頼性を付与することから一石二鳥の制度である。我が国独自の制度であり、かつ学際的領域（税法・会計学・監査論等）に関わっているため、ほとんどその研究がなされていない」といった問題提起もいたしました。

また、松本先生からは「保証業務から見た公認会計士と税理士」をテーマとした報告があり、書面添付制度は保証類似業務とみなし得るとの見解をいただけたことは大変画期的なことでした。

——松本先生がおっしゃる「保証業務の拡張可能性」の中で、税理士の担っている、あるいは今後担っていきける可能性のある業務について見解をお聞かせいただけますか。

松本 昨年、全国大会で報告するにあたり、税理士法に基づく書面添付制度について詳しく調べたのですが、それ以前

にも、2015年（平成27年）に出版した私どもの共著『公認会計士の将来像』（同文館出版）において、日税連やTKCを通じて税理士によるクライアントサポートローンやTKC戦略経営者ローンを取り上げて、先ほどの保証業務の定義に基づけば、保証業務に類似した業務であると言えると思います。

それは、税理士や公認会計士、TKC会員の皆さんが金融機関の融資先企業に関与することによって、その情報リスクや融資リスクが低減し、金利が優遇されることから、1900年代初頭に米国で発生した信用監査の事例に類似しているためです。銀行業界が融資申請してきた経営者に対して、短期の約束手形を割り引くにあたり、その債務の返済能力があるかどうかを判断するために貸借対照表と監査報告を求めたという事例に類似しています。

坂本 これも画期的な論証でした。

松本 昨年の大会では、書面添付制度（税理士法第33条の2）においても、書面を添付することで、経営者と想定利用者である税務当局との間に税理士が関与し、申告書の信頼性が確保され、場合によっては税務当局による調査が省略されるこ

ととなっているため、税務当局の徴税リスクが軽減され、徴税コストも下がる。そうすると保証類似業務とみなし得るのではないかということを発表しました。

書面添付の1項業務は「保証周辺業務」とみなし得る

坂本 税理士法第33条の2の書面添付制度（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）には、第1項と第2項があります。第1項は、申告書を作成した税理士が、申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付する、「申告書の作成に関する証明業務」です（以下、1項業務）。第2項は、他人の作成した申告書について租税に関する法令の規定に従って作成されていることを審査するものです（以下、2項業務）。この2項業務は、税理士が申告書の作成に関わっていないことから「税務監査業務」そのものと位置付けられます。

松本先生から2項業務は保証類似業務とみなし得るとの見解をいただいたことは大変ありがたいことですが、一般的に書面添付制度は、税理士が「独立した公

正な立場」（税理士法第1条）で、自己の作成した申告書の作成について、どの程度まで関わったのかを明らかにする、1項業務が多くを占めています。そしてその実績は我が国の300万人法人中の約1割、30万社で活用されており、社会的インフラとして機能している現状です。この1項業務について、保証の観点から松本先生の見解をお聞かせいただけますか。

松本 1項業務については、顧問税理士が申告書の根拠となる計算書類（決算書）の作成を行っていたとしても、その決算書が経営者によって受け入れられて取締役（会）から株主総会に提案され、そこで承認された時点で「二重責任の原則」から、決算書の所有権は株主に移転したと想定できます。改めてその決算書をもとに申告書を作成するので、独立性（外観的独立性）の問題は生じないと考えてよいのではないかと思います。

「二重責任の原則」は監査論の基本概念で、決算書を作る責任は経営者にあり、監査人はこれに対する監査報告書を作成する責任がある。両者を混同してはいけないという原則です。これは日本独自の名称ですが、1939年（昭和14年）の米国SEC（証券取引委員会）裁定のイン

ターステイト・ホーヅリー・ミルズ社のケース^{※1}が基になっています。

※1 インターステイト・ホーヅリー・ミルズ社のケース…企業の財務諸表の作成に会計士が関わったとしても、それをチェックし受け入れた企業の経営者に当該財務諸表の完全性に関する最終的な責任が帰せられるのであって、当該会計士が所属する監査事務所の責任は監査で虚偽表示を発見できなかったことにあるとして、一つの財務諸表に対する経営者の責任と監査人の責任を区別した重要な裁定となった。

坂本 そうしますと、1項業務は、保証業務の観点からは、言うなれば「保証周辺業務」と捉えることができますでしょうか。

松本 おっしゃる通り、形式上、外觀的独立性の問題はなく、「保証周辺業務」とみなし得るのではないのでしょうか。

坂本 まさに「わが意を得たり」という貴重なご見解をいただきありがとうございます。日本の保証業務を普及するという役割を担うべく、書面添付制度推進における理論的支柱として、自信を持つ一層の推進に力を注ぐことができます。

もう1点お聞きしたいのが、「中小会計要領の適用に関するチェックリスト」

(日税連作成)についてですが、これも保証類似業務と言えますか。

松本 金融機関へチェックリストを提出することは、依頼人と税理士、金融機関との間で、そのリストにあらかじめ「合意された手続き(AUP)」^{※2}を行っていただくこととなります。その結果、決算書に虚偽記載が含まれるリスクが低下し金融機関の融資リスクが低減されることとなりますので、広義の保証業務の枠組みの中に入ります。

※2 AUP…依頼人あるいは利用者と会計士(税理士)があらかじめ合意した検証手続のみを実施しその結果を報告する業務。

坂本 すでに書面添付とともに「中小会計要領の適用に関するチェックリスト」等を活用した融資商品は全国の多くの金融機関において採用され、中小企業金融の円滑化に寄与しています。

——我が国の中小企業金融は信用保証協会による信用保証付融資が大宗を占めており、松本先生は、その制度に課題があるかと述べられています。その点、詳しくお聞かせください。

松本 日本で信用監査が根付かない一因に信用保証付融資制度があると考えています。不動産担保や経営者保証付きの

融資が多い日本では、金融機関は不動産担保や経営者保証が取れない企業に対して信用保証協会の保証を付けることで、融資リスクを引き下げています。この仕組みにより、融資を担当する行職員の皆さんに、融資の判断に必要な力の一つである決算書を読むために必要な簿記・会計の知識やリテラシーがなかなか身につかないという問題、さらには当該決算書の信頼性を確保するための監査や保証に必要性を感じないという問題につながっていると捉えています。

坂本 ご指摘の通りですね。他方、昨年4月に金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正(経営者保証に依存しない融資慣行の確立)が、本年5月には「信用保証協会向けの総合的な監督指針」が一部改正されたことにより、金融機関や信用保証協会が、「経営者保証ガイドライン」の遵守、いわゆる経営者保証に依存しない融資のため、融資先企業に対し、「法人個人の一体性解消」「財務基盤の強化」「財務状況の適時適切な開示」を求めるように大きく変わってきています。そこで活用できるのが、書面添付とこの決算書の信頼性を高める「中小会計要領の適用に関する

「チェックリスト」です。金融機関と「顔の見える関係」を構築し、中小企業金融における税理士としての役割を積極的に果たすためにも、松本先生のおっしゃる通り保証業務の普及・拡張に取り組みねばならないと思います。

会計専門職の社会的価値を高めるために 両者の積極的な協調・共働を

—— 今後の方向性をお聞かせください。
坂本 これから我々が取り組むべき業務は、本日の主題の保証業務に加えて、



経営助言業務だと考えています。そして、その経営助言は、税理士が財務・会計・税務の領域で提供するものであると考えていますが、松本先生はどうお考えですか。

松本 今回の対談が、職業会計人による保証業務の理解を深め、かつそれらが普及することに少しでもお役に立てれば幸いです。そこで、ぜひお願いしたいのですが、まず、一つ目は保証業務提供者を指向される会計人には、監査論（主体論、実施論、報告論、保証業務論）の内容をぜひ身に付けていただきたいと思います。

職業会計人が行う経営助言業務については坂本先生のおっしゃる通り、財務・会計・税務の領域で行うことが望ましいと考えます。そこで二つ目をお願いしたい点は、中小企業の原価計算のために必要となる原価計算基準の理解と実践についてです。皆さんの関与先企業には製造業の中小企業が少なくないと思われますが、私の知る範囲では、顧問税理士の方が顧問先である製造業の中小企業に対しい原価低減に関する助言を行っているといった話を聞くことが減多にありません。原価計算基準の理解は当然ながら、その実践も重要な助言業務だと思いますので、その点、会計の専門家として取り組んで

いただけるよう期待します。

坂本 貴重なご提言をありがとうございます。T K C会員である税理士をはじめ、巡回監査士を目指す職員の教育プログラムの中でも検討していきたいと思っています。税理士と公認会計士は、相互に専門性を正しく認め合う必要があります、それぞれの専門性を発揮して、会計専門職「全体」の社会的存在価値を高めるべきだと考えています。我が国における保証業務の理解と定着化に向けて、両専門職の積極的な協調・共働が求められることになりました。そのためにも税法・会計学・監査論等の各専門分野における研究者の皆さまによる理論的・制度的研究が不可欠と考えますので、今後ともよろしくお願いたします。

（構成／T K C出版 石原 学）

松本祥尚◎まつもと・よしなお

日本監査研究学会会長・関西大学大学院会計研究科教授。1964年兵庫県姫路市生まれ。87年関西大学商学部卒業。89年神戸大学大学院経営学研究科博士前期課程修了。2003年関西大学商学部教授、06年関西大学大学院会計研究科教授。専門は監査論。04年金融庁 企業会計審議会監査部会専門委員、21年日本監査研究学会会長等を歴任。主な著書『公認会計士の将来像』（共著・同文館出版）ほか。

請求書は、

「送る」から、



Peppol

「ペポる」へ。

送信側も受信側もメリットいっぱい。だから、ペポルインボイス。

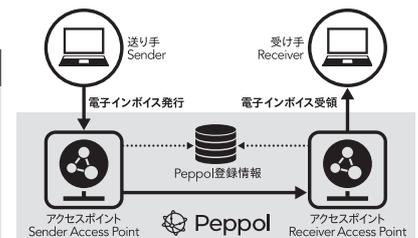
請求書を紙ではなくPDFでやりとりするようになって、
その内容を目視でチェックしてシステムに再入力するのは、経理部門の手間はまったく減りません。
真のデジタルインボイスとは、取引先から送られた請求書の内容を自動でチェックし、
会計システムに自動仕訳・入力される一気通貫な仕組みをつくること。
数年後には主流となるペポルネットワークを利用したインボイスで経理DXを進めませんか。

ペポルインボイスがもたらす『請求書受け取り側』のメリット

- インボイスの記載事項が網羅されている請求書データのみが届くので、記載漏れのチェックが不要です。
- インボイスの記載事項はシステムに自動で読み込み可能。大幅な作業の効率化と時間の削減が図れます。
- スキャン文書やPDFなどの電子インボイスと比べ、データ保存容量を大きく削減できます。

ペポルインボイスがもたらす『請求書発行側』のメリット

- 紙でインボイスを発行する場合に発生する、封入、投函、郵送にかかるコストや手間を削減できます。
- 構造化されたデジタルデータ(XML形式)のため、少ない容量で控えデータを保存できます。
- 相手先を特定するIDは、法人番号または適格請求書発行事業者の登録番号のため送信先情報の管理が容易です。



より詳しい情報はこちらから！ **ペポルインボイス**

検索





京都銀行安井頭取(左から3番目)。右隣 佐藤会長、西村委員長、余吾部長。頭取の左隣 久乗副会長、秦執行役員

依頼いただくと抵抗を払拭できることがあります。京都銀行様からも融資先へMIS利用推進をしていただきたいと思います。

安井(頭取) MISは、税理士を介して金融機関と融資先、金融機関と税理士との信頼関係が醸成できる仕組みだと考

えています。

余吾(部長) 「試算表」がMISで提供されると、信頼性や適時性という面に加えて、行内処理においても、とても効果的かつ効果的で助かっています。さらに利用件数を拡大していただきたいと思

秦(執行役員) TKC会員が若手行員と連携し、中小企業支援を進めている事例も少なくなく、TKC会員に感謝しています。MISで「決算書」が提供されるようになり、行員の動きも変わってきています。

書面添付を中小企業を共に支援する糸口に

久乗(副会長) 「書面添付」の内容をご覧いただく機会は少ないかもしれませんが、税理士が関与先との信頼関係のもと税理士資格を賭けて、事実を記載している書面です。決算書や申告書には表れない情報が記載されています。京都銀行様内で書面添付について理解いただいている行員の方は少ないのではないのでしょうか。行員様向け勉強会開催などにより、有効性を感じていただく機会を設けられればと思います。書面添付が中小企業を共に

支援する糸口になればと考えています。

安井(頭取) 経営者から金融機関に相談が一言もなく、かつ、経営者も知らないうちに結果として粉飾決算になっているケースもあります。一方、TKC会員には職業会計人としての熱い思いがあり、金融機関として安心感があります。

久乗(副会長) 京都銀行様として、TKCマークの決算書や書面添付がMISで提供される場合、デフォルト率が下がると予想されます。この有用性について、京都銀行様行内で共有し、中小企業支援に繋がっていただければと思います。

安井(頭取) 粉飾が少なくない中、金融機関がどの段階で粉飾か否かを見極められるかが重要になってきています。「決算書」だけを見て粉飾か否かを判断するのは難しく、課題に感じているところ。日頃からの税理士との「顔の見える関係」で何かが変わるきっかけになると期待しています。

佐藤(会長) 京都銀行様の課題解決に向け、TKC近畿京滋会会員もお手伝いできればと考えています。今後も、「顔の見える関係」の構築と相互理解の進展にご協力よろしく願います。

(TKC京都SCGサービスセンター長 植田真弓)

●柴野電工社 電気工事、電気制御、電気計装業

変動損益計算書のチェックを「日課」に 限界利益の確保と迅速な投資判断

2023年に事業承継した3代目の柴野渉氏が社長を務める柴野電工社。今年で創業78年目を迎える同社が着実な成長と安定した経営を続けてきた背景には、会計事務所の支援のもと行ってきた月次決算と、変動損益計算書を確認するのが「日課」だと話す柴野社長の研ぎ澄まされた計数感覚にあった。

柴野電工社は一般電気工事、

電気制御、電気計装を事業の3本柱としている。近年は札幌市周辺の取引先からの依頼が急増、ニーズ拡大に対応するため、昨年札幌支店を開設した。柴野渉社長は事業の特長を次のように説明する。

「電気制御とは、例えば工場の製造ラインで温度が50度を超えたら機械を止める、逆に60度になつたら動かすなど、機械を制御するための仕組みを作る業務です。また電気計装は、測定した温度を電気信号に変換して他に伝える仕組みです。例えば工場内で作動している流量計や圧力計などの計測機械をパソコンの画面で一括して確認したい場合は、それらの数値を表示させるために電気信号に変換させなければなりません。そのための



柴野渉社長

株式会社柴野電工社

創業 1946年4月
所在地 北海道帯広市東9条南10丁目35番地1
従業員数 32名(2024年9月)
会計システム FX4クラウド



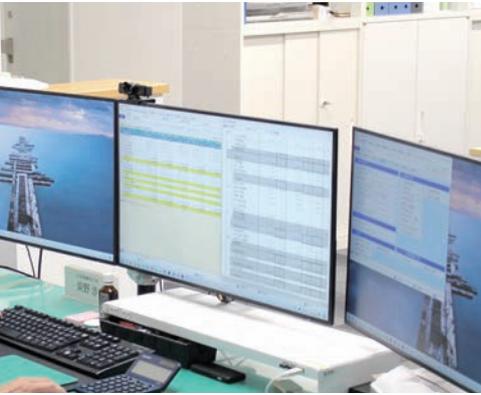
BAST 優良企業の定義

- | | |
|---|---------------------|
| 1 | 書面添付の実践 |
| 2 | 中小会計要領への準拠 |
| 3 | 限界利益額の2期連続増加 |
| 4 | 自己資本比率が30%以上 |
| 5 | 税引前当期純利益がプラス |
| 6 | TKC自計化システムでの月次決算の実施 |

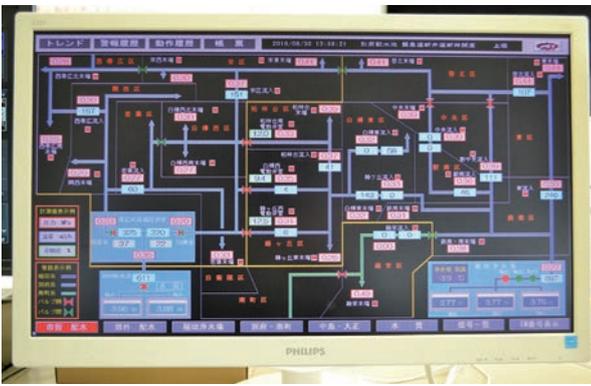
制御システムを構築するのが電気計装です。当社は顧客の悩みを個別にヒアリングし、電気工事、電気制御、電気計装すべてをワンストップで施工することで課題解決を実現できるのが最大の強みになっています」

納入実績の代表例は、帯広市が運営する浄水場のシステム。

市内40カ所に流量や圧力などの計測機器を設置し、それらの計測値を浄水場で一括集中監視できるシステムを構築した。末端圧力や残留塩素の量など水道法が定める基準値を満たさなかった場合、ポンプを作動させ増圧したり、塩素を自動注入して塩素濃度を上昇させたりするのである。同社の電気制御、電気計装技術が、安全な水道水の供給に大切な役割を担っているの



『FX4クラウド』を毎日確認する柴野社長



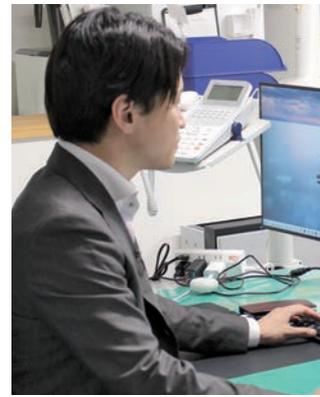
電機制御、電気計装、電気工事を一通りで行えるのが強み

証憑保存機能活用で効率化

ある。

6月上旬、同社には2007年から顧問契約を結ぶ谷本会計事務所の谷本諒公認会計士・税理士、監査担当の松田也寸志部長が訪れていた。月に1度の月次巡回監査である。同社が日々の取引をTKCの会計システム『FX4クラウド』に入力した内容に間違いがないかチェックし、予算と実績を比較。月次業績の振り返りや今後の方向性について意見交換を行う。会議室からは、監査担当の松田部長から柴野社長に対し、開設して間もな

い札幌支店の経費などについて尋ねる声が聞こえてくるなど活発な議論が行われていることがうかがえた。谷本税理士・公認会計士は、月次決算を通じた素早い業績把握が、同社の安定的な成長を支えてきたという。「最新の業績をいち早く把握できることで、例えば原材料価格の高騰に対する素早い対応が可能になります。利益率の悪化を



いち早くキャッチアップできれば、そうした情報を素早くお客さまに伝え、早期の価格転嫁につなげることができるようです。月次決算によるタイムリーな業績把握は非常に重要です」

TKC方式の自計化を導入してすでに15年超。日々の取引を自社で入力するしつかりした経理体制が構築されており、確認作業にはさほど手間がかからない。「証憑保存機能^{※1}で領収書などがあらかじめデジタルデータでクラウド保存してあるので、松田部長が自らのパソコンで事前確認することもできる。

「柴野電工社さまは、経理がしつかりしているので、細かい部分の突き合わせをする必要はありません。その代わり私は、柴野電工社さまが当事務所に期待していること、今後の事業計画を何を検討しているのかなどをくみ取るためのコミュニケーションが大事だと思っています」

巡回監査を終え、続いて業績報告会が行われた。1994年から取引関係にあるメインバンクの担当者が一堂に加わる。話題の中心はやはり札幌新支店だ。「開設して1年が経過しましたが、札幌支店は経常損失を計上

する結果となりました。しかし仕事は非常に忙しい状況が続いており、先行してコストがかかっていることを考えると、期末には限界利益、経常利益ともに上向くと想定しています」

続いて谷本税理士・公認会計士が補足する。中小企業25万社超の決算書を基礎データに集計した経営指標「TKC経営指標」(BAST)の「一般電気工事業」の平均値と比べ、同社がどのポジションにあるかを説明した。「利益率は平均に届いていませんが、これは同社が一般電気工事に加え電気制御、電気計装事業も行っていることから、一概に比較できないでしょう。それより注目いただきたいのは、安全性指標です。流動比率や当座比率などは黒字企業平均を大きく上回っています。これらの指標から当事務所としては柴野電工社さまの経営安全性を高く評価しています」

情報開示で取引行も高評価

両者の説明に聞き入っていた取引行の担当者もほっと一安心した様子。感想を求められ、月次決算をベースとした同社の経営について次のように返した。

※1 証憑保存機能…電子取引データ(PDF等)や紙の証憑を読み込み、TKCのデータセンター(TISC)に電子データとして保存。保存したデータはTKC会計システムに連携し、仕訳入力に活用できる。経理事務のデジタル化により、生産性向上を実現する

優良企業の流儀Ⅸ

9月21日放映のBS11 特別番組「ドキュメント 戦略経営者」をTKCホームページで公開しています。誌面とあわせてご覧ください。



※2 TKC モニタリング情報サービス…TKC会員事務所が毎月の巡回監査と月次決算を実施した上で作成した月次試算表、年度決算書などの財務情報を関与先企業からの依頼に基づいて、金融機関に開示する無償のクラウドサービス

「谷本会計事務所さまによる月次巡回監査によって、決算の内容についての信頼性は非常に高いと考えています。また柴野社長が直近の月次決算のデータを元に適切な経営判断を下し、毎月黒字を達成されていることも分かりました。また税の申告のタイミングだけでなく、月次決算の内容も速やかに開示していただいているので、経営の透明性についても高く評価させていただきます。業績が良いときだけでなく、悪いときにも同じように情報開示することで、金融機関としても提案や支援の仕方を検討できます。今後も同社の発展に寄与するよう伴走型で寄り添っていかれたらと思っています」

同社は月次巡回監査と月次決算を実施したうえで作成した月次試算表、決算書などの財務情報を金融機関に情報開示するサービス「TKCモニタリング情報サービス^{※2}」を利用している。

外注費を適切にコントロール

万全のサポート体制のゆえ、「谷本会計にまかせていれば利益は出るという安心感があった」と話す柴野社長。ともすれば会



(上) 金融機関担当者を招いた開いた業績報告会
(左) 月次巡回監査に訪れた谷本諒公認会計士・税理士と監査担当の松田也寸志部長(右奥)

計事務所に任せきりになってしまふ危険性もあつたが、早い段階で素早い業績把握が経営には欠かせないことに気づいていたという。

「入社して数年後に財務資料を調べ過去の売上状況や利益率の推移を一通り見たときに、結構波があつたことに気づきました。そして利益を多く出すことよりも、安定して利益を維持していくことのほうが重要だと思うようになったのです。個人的に松

田部長に問い合わせるなどして勉強していくなかで、限界利益や損益分岐点を強く意識するようになりました」

柴野社長は「365日変動損益計算書」をほぼ毎日確認している。「限界利益率をみれば経営効率が見える、経常利益を見れば費用がどれくらいかかっているのかが見えてきます。変動損益計算書の確認はすでに日課になっていきます」と話す。

日々限界利益をチェックする

のは、タイミングを逃すことなく必要な投資を行いたいという思いがあるから。「十分に利益が出ていてはじめて思い切った投資判断が下せる」と言う柴野社長は、外注費の適切なコントロールなどで、目標利益の達成を常に心がけている。

基幹システム刷新で無駄省く

その代表的な事例が、基幹システムの刷新だ。3年前に全社員にスマートフォンを貸与したうえで、顧客管理から工程管理などを一気通貫で行えるシステムを導入。以前は紙ベースの工程表に基づき作業スタッフを割り振っていたが、新システムでは一括表示されたスプレッドシートをパソコンやスマホで誰もが瞬時に確認・編集できるようになった。作業スタッフのより適切な配分が実現するとともに無駄な動きが少なくなり、同じ期間でこなせる現場数が増加したという。数週間先しか読めなかったスケジュールも半年後まで正確に管理することができるようになり、営業の効率化も加速。今後もさらなる成長が期待できそうである。

TKCモニタリング情報サービス

～メイン画面にて2点ご確認ください！～

【TKCモニタリング情報サービスメイン画面】

TKCモニタリング情報サービス TKC銀行様

業務の選択

- 1 **TKCモニタリング情報サービス 経営者におすすめするチラシ**
- 2 **設定**

システム設定

郵便番号	321-0644
住所	栃木県宇都宮市
ID	
部署名	財務情報第二システム技術部
電話番号	028-648-2113
ご担当者名	テスト修正3
メールアドレス	yamada_taro@tkc.co.jp

①経営者向けチラシをご利用ください。

金融機関の皆さまから、取引先経営者に対して当サービスをお勧めするチラシをダウンロードする機能を搭載しています。取引先の利用状況に応じて、ぜひご利用ください。

②当サービスのご担当者、メールアドレスをご確認ください。

登録いただいている連絡先に、サービス休止やレベルアップ情報等を案内しております。ご担当者に変更となった場合は、修正をお願いいたします。

※管理者権限のあるユーザIDでログインください。

●お問い合わせ先

「TKCモニタリング情報サービス」 金融機関別 利用申込件数一覧

令和6年10月31日現在

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
政府系金融機関				
1 日本政策金融公庫(国民生活事業)	東京都	平成30年10月	50,550	5,891
2 日本政策金融公庫(中小企業事業)	東京都	令和2年12月	8,218	—
都市銀行				
1 三菱UFJ銀行	東京都	平成29年2月	5,169	1,063
2 三井住友銀行	東京都	平成29年10月	4,439	590
3 みずほ銀行	東京都	令和元年9月	3,350	505
4 リソナ銀行	大阪府	平成29年10月	3,296	458
5 埼玉りそな銀行	埼玉県	平成29年10月	2,247	434
地方銀行・第二地方銀行(上位50行)				
1 静岡銀行	静岡県	平成29年3月	4,567	1,313
2 八十二銀行	長野県	平成30年5月	3,568	696
3 北洋銀行	北海道	平成29年1月	3,489	442
4 足利銀行	栃木県	平成28年10月	3,276	791
5 千葉銀行	千葉県	平成29年2月	3,085	523
6 中国銀行	岡山県	平成28年12月	3,070	535
7 北陸銀行	富山県	平成29年4月	3,012	396
8 群馬銀行	群馬県	平成29年1月	2,997	514
9 京都銀行	京都府	平成30年7月	2,773	484
10 広島銀行	広島県	平成28年11月	2,538	374
11 常陽銀行	茨城県	平成28年10月	2,436	451
12 第四北越銀行	新潟県	平成29年7月	2,404	546
13 西日本シティ銀行	福岡県	平成29年5月	2,330	325
14 栃木銀行	栃木県	平成28年10月	2,283	480
15 武蔵野銀行	埼玉県	平成30年8月	2,231	398
16 山陰合同銀行	島根県	平成28年11月	2,172	397
17 鹿児島銀行	鹿児島県	平成29年7月	2,146	405
18 名古屋銀行	愛知県	平成31年2月	2,101	308
19 北國銀行	石川県	平成28年11月	2,086	332
20 福岡銀行	福岡県	平成29年3月	2,022	334
21 七十七銀行	宮城県	令和元年6月	1,970	554
22 伊予銀行	愛媛県	平成28年11月	1,914	308
23 横浜銀行	神奈川県	平成28年12月	1,883	192
24 東邦銀行	福島県	平成29年1月	1,818	274
25 百五銀行	三重県	平成28年10月	1,763	290
26 十六銀行	岐阜県	平成28年12月	1,724	299
27 京葉銀行	千葉県	平成29年8月	1,701	295
28 北海道銀行	北海道	平成29年4月	1,683	223
29 きらぼし銀行	東京都	平成29年7月	1,645	222
30 関西みらい銀行	大阪府	平成29年10月	1,600	176
31 清水銀行	静岡県	平成29年4月	1,569	626
32 愛知銀行	愛知県	平成31年3月	1,555	262
33 滋賀銀行	滋賀県	平成29年1月	1,554	303
34 池田泉州銀行	大阪府	平成29年5月	1,496	198
35 大垣共立銀行	岐阜県	平成28年10月	1,481	237
36 トマト銀行	岡山県	平成28年12月	1,451	272
37 三十三銀行	三重県	平成28年10月	1,450	245
38 沖縄銀行	沖縄県	平成28年11月	1,356	132
39 琉球銀行	沖縄県	平成29年12月	1,348	170
40 筑波銀行	茨城県	平成29年3月	1,308	217
41 秋田銀行	秋田県	平成29年5月	1,272	164
42 山口銀行	山口県	平成28年11月	1,253	240
43 宮崎銀行	宮崎県	平成28年11月	1,239	158
44 十八親和銀行	長崎県	平成29年5月	1,237	138
45 大光銀行	新潟県	平成29年6月	1,225	283
46 百十四銀行	香川県	平成28年12月	1,215	171
47 東和銀行	群馬県	平成28年10月	1,210	235
48 山梨中央銀行	山梨県	平成29年2月	1,198	285
49 岩手銀行	岩手県	平成30年4月	1,194	188
50 紀陽銀行	和歌山県	令和元年5月	1,138	175
上記以外の地銀・第二地銀		計	33,972	6,372

※個人事業者の申込も件数に含まれます。

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
信用金庫(上位30庫)				
1 浜松磐田信用金庫	静岡県	平成29年1月	2,650	745
2 京都信用金庫	京都府	平成28年11月	2,175	545
3 多摩信用金庫	東京都	平成29年8月	2,143	397
4 埼玉信用金庫	埼玉県	平成30年12月	2,064	367
5 しずおか焼津信用金庫	静岡県	平成29年6月	1,642	678
6 京都中央信用金庫	京都府	平成29年1月	1,624	308
7 西武信用金庫	東京都	平成28年12月	1,380	245
8 大阪シティ信用金庫	大阪府	平成30年5月	1,344	142
9 岐阜信用金庫	岐阜県	平成28年10月	1,324	179
10 城北信用金庫	東京都	平成30年5月	1,262	205
11 島田掛川信用金庫	静岡県	平成30年11月	1,253	497
12 広島信用金庫	広島県	平成30年6月	1,232	112
13 北海道信用金庫	北海道	平成29年3月	1,219	143
14 尼崎信用金庫	兵庫県	令和2年2月	1,190	133
15 巣鴨信用金庫	東京都	平成29年5月	1,172	208
16 横浜信用金庫	神奈川県	平成29年12月	1,139	92
17 大阪信用金庫	大阪府	令和元年12月	1,134	109
18 飯能信用金庫	埼玉県	平成29年6月	1,115	225
19 東京東信用金庫	東京都	平成29年1月	1,090	149
20 朝日信用金庫	東京都	平成28年10月	1,048	113
21 川崎信用金庫	神奈川県	平成29年11月	1,040	82
22 おかやま信用金庫	岡山県	平成29年9月	1,008	227
23 城南信用金庫	東京都	平成30年2月	994	108
24 岡崎信用金庫	愛知県	平成28年10月	953	178
25 碧海信用金庫	愛知県	平成30年7月	922	171
26 帯広信用金庫	北海道	平成29年1月	882	80
27 鹿児島相互信用金庫	鹿児島県	平成30年9月	866	202
28 北おおさか信用金庫	大阪府	平成31年1月	846	130
29 青梅信用金庫	東京都	平成28年12月	839	152
30 瀬戸信用金庫	愛知県	平成29年2月	818	102
上記以外の信用金庫		計	51,053	10,147

信用組合(上位5組合)				
1 長野県信用組合	長野県	平成28年10月	1,036	378
2 茨城県信用組合	茨城県	平成29年12月	733	105
3 広島市信用組合	広島県	平成30年2月	467	37
4 兵庫県信用組合	兵庫県	平成30年12月	407	80
5 新潟県信用組合	新潟県	平成30年11月	373	79
上記以外の信用組合		計	7,403	1,606

信用保証協会(上位5協会)				
1 北海道信用保証協会	北海道	令和元年6月	2,982	271
2 愛知県信用保証協会	愛知県	平成29年5月	2,206	340
3 静岡県信用保証協会	静岡県	平成28年12月	1,958	745
4 東京信用保証協会	東京都	令和4年4月	1,930	371
5 岐阜県信用保証協会	岐阜県	平成30年7月	1,291	162
上記以外の信用保証協会		計	14,380	3,366

金融機関区分別集計

金融機関区分	全金融機関数	モニタリング情報サービス利用金融機関		
		金融機関数	決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
1 都銀・政府系	10	10	88,036	11,475
2 地銀・第二地銀	99	98	133,008	23,948
3 信用金庫	254	247	89,421	17,171
4 信用組合	130	75	10,419	2,285
5 信用保証協会	51	42	24,747	5,255
6 その他	—	21	471	157
合計	544	493	346,102	60,291

「TKCモニタリング情報サービス」 全国の採用金融機関一覧(493機関)

令和6年10月31日現在
都道府県別、金融機関コード順

■ 都市銀行等

みずほ銀行
三菱UFJ銀行
りそな銀行
三井住友銀行
商工組合中央金庫
日本政策金融公庫(国民生活事業)
日本政策金融公庫(農林水産事業)
日本政策金融公庫(中小企業事業)
沖縄振興開発金融公庫

■ 北海道

北海道銀行
北洋銀行
北海道信用金庫
室蘭信用金庫
空知信用金庫
苫小牧信用金庫
北門信用金庫
伊達信用金庫
北空知信用金庫
日高信用金庫
渡島信用金庫
道南うみ街信用金庫
旭川信用金庫
稚内信用金庫
留萌信用金庫
北星信用金庫
帯広信用金庫
釧路信用金庫
大地みらい信用金庫
北見信用金庫
網走信用金庫
遠軽信用金庫
北央信用組合
札幌中央信用組合
空知商工信用組合
十勝信用組合
釧路信用組合
東神楽農業協同組合
十勝清水町農業協同組合
北海道信用保証協会

■ 青森県

青森銀行
みずのく銀行
東奥信用金庫
青い森信用金庫
青森県信用保証協会

■ 岩手県

岩手銀行
東北銀行
北日本銀行
盛岡信用金庫
一関信用金庫
北上信用金庫
花巻信用金庫
水沢信用金庫
岩手県信用保証協会

■ 宮城県

七十七銀行
仙台銀行
杜の都信用金庫
宮城第一信用金庫
石巻信用金庫
仙南信用金庫
気仙沼信用金庫
石巻商工信用組合
古川信用組合
仙北信用組合

■ 秋田県

秋田銀行
北部銀行
秋田信用金庫
羽後信用金庫
秋田県信用組合
秋田県信用保証協会

■ 山形県

荘内銀行
山形銀行
きらやか銀行
山形信用金庫
米沢信用金庫
鶴岡信用金庫
新庄信用金庫
北部信用組合
山形中央信用組合
山形第一信用組合

■ 福島県

東邦銀行
福島銀行
大東銀行
会津信用金庫

郡山信用金庫
白河信用金庫
須賀川信用金庫
みまわり信用金庫
あぶくま信用金庫
二本松信用金庫
福島信用金庫
福島県商工信用組合
いわき信用組合
相双五城信用組合
会津商工信用組合

■ 茨城県

筑陽銀行
筑波銀行
常陸銀行
水戸信用金庫
結城信用金庫
茨城県信用組合
茨城県信用保証協会

■ 栃木県

足利銀行
栃木銀行
足利小山信用金庫
栃木信用金庫
鹿沼相互信用金庫
佐野信用金庫
大田原信用金庫
烏山信用金庫
真岡信用組合
那須信用組合
栃木県信用保証協会

■ 群馬県

群馬銀行
東和銀行
高崎信用金庫
桐生信用金庫
アイオー信用金庫
利根郡信用金庫
館林信用金庫
北群馬信用金庫
しものめ信用金庫
あかぎ信用組合
群馬県信用組合
ぐんまみらい信用組合
群馬県信用保証協会

■ 埼玉県

埼玉りそな銀行
武蔵野銀行
埼玉縣信用金庫
川口信用金庫
青川信用金庫
飯能信用金庫
埼玉県信用保証協会

■ 千葉県

千葉銀行
千葉興業銀行
京葉銀行
千葉信用金庫
銚子信用金庫
東京ベイ信用金庫
館山信用金庫
佐原信用金庫
房総信用組合
銚子商工信用組合
君津信用組合
東日本信用漁業協同組合連合会

■ 東京都

きらびし銀行
東日本銀行
朝日信用金庫
興産信用金庫
さわやか信用金庫
東京シティ信用金庫
芝信用金庫
東京東信用金庫
東栄信用金庫
電有信用金庫
小松川信用金庫
足立成和信用金庫
東京三協信用金庫
西京信用金庫
西武信用金庫
城南信用金庫
昭和信用金庫
東京信用金庫
城北信用金庫
瀧野川信用金庫
巣鴨信用金庫
青梅信用金庫
多摩信用金庫
文化産業信用組合
東京厚生信用組合
東信用組合

江東信用組合
青和信用組合
中ノ郷信用組合
大東京信用組合
第一勧業信用組合
PayPay銀行
東京信用保証協会

■ 神奈川県

横浜銀行
神奈川銀行
横浜信用金庫
かながわ信用金庫
湘南信用金庫
川崎信用金庫
平塚信用金庫
さがみ信用金庫
中栄信用金庫
中南信用金庫
神奈川県医師信用組合
神奈川県信用保証協会
横浜市信用保証協会
川崎市信用保証協会

■ 新潟県

第四北越銀行
大光銀行
新潟信用金庫
長岡信用金庫
三条信用金庫
新発田信用金庫
柏崎信用金庫
上越信用金庫
新井信用金庫
村上信用金庫
加茂信用金庫
新潟縣信用組合
興栄信用組合
はばたき信用組合
協栄信用組合
巻信用組合
新潟大栄信用組合
塩沢信用組合
糸魚川信用組合
十日町農業協同組合
ぐんまみらい信用組合
新潟県信用保証協会

■ 富山県

北陸銀行
富山銀行
富山第一銀行
富山信用金庫
高岡信用金庫
新湊信用金庫
にいかわ信用金庫
氷見伏木信用金庫
砺波信用金庫
石動信用金庫
富山県医師信用組合
富山県信用組合
富山県信用保証協会

■ 石川県

北國銀行
金沢信用金庫
のと共栄信用金庫
はくさん信用金庫
興能信用金庫
金沢中央信用組合
石川県医師信用組合
石川県信用保証協会

■ 福井県

福井銀行
福邦銀行
福井信用金庫
敦賀信用金庫
小浜信用金庫
越前信用金庫
福井県信用保証協会

■ 山梨県

山梨中央銀行
甲府信用金庫
山梨信用金庫
山梨県民信用組合
都留信用組合
山梨県信用農業協同組合連合会
山梨県信用保証協会

■ 長野県

八十二銀行
長野銀行
長野信用金庫
松本信用金庫
上田信用金庫
諏訪信用金庫

飯田信用金庫
アルプス中央信用金庫
長野県信用組合
長野県信用農業協同組合連合会
長野県信用保証協会

■ 岐阜県

大垣共立銀行
十六銀行
岐阜信用金庫
大垣西濃信用金庫
高山信用金庫
東濃信用金庫
関信用金庫
八幡信用金庫
岐阜商工信用組合
飛騨農業協同組合
飛騨信用組合
益田信用組合
めぐみの農業協同組合
岐阜県信用保証協会
岐阜市信用保証協会

■ 静岡県

静岡銀行
スルガ銀行
清水銀行
静岡中央銀行
しずおか焼津信用金庫
静清信用金庫
浜松磐田信用金庫
沼津信用金庫
三島信用金庫
富士宮信用金庫
富田掛川信用金庫
富士信用金庫
遠州信用金庫
静岡県医師信用組合
静岡県信用農業協同組合連合会
ハイナン農業協同組合
静岡県信用保証協会

■ 愛知県

愛知銀行
名古屋銀行
中京銀行
愛知信用金庫
豊橋信用金庫
岡崎信用金庫
いちい信用金庫
瀬戸信用金庫
半田信用金庫
知多信用金庫
豊川信用金庫
豊田信用金庫
碧海信用金庫
西尾信用金庫
蒲郡信用金庫
尾西信用金庫
中日信用金庫
東春信用金庫
愛知県医師信用組合
豊橋商工信用組合
愛知県中央信用組合
愛知県信用保証協会
名古屋信用保証協会

■ 三重県

三十三銀行
百五銀行
北伊勢上野信用金庫
桑名三重信用金庫
紀北信用金庫
三重県信用保証協会

■ 滋賀県

滋賀銀行
滋賀中央信用金庫
長浜信用金庫
湖東信用金庫
滋賀県信用組合
滋賀県信用保証協会

■ 京都府

京都銀行
京都信用金庫
京都中央信用金庫
京都北都信用金庫
京都信用保証協会

■ 大阪府

関西みらい銀行
池田泉州銀行
大阪信用金庫
大阪シティ信用金庫
大阪商工信用金庫
永和信用金庫
北おおさか信用金庫

枚方信用金庫
のぞみ信用組合

■ 兵庫県

但馬銀行
みなと銀行
神戸信用金庫
姫路信用金庫
播州信用金庫
兵庫信用金庫
尼崎信用金庫
日新信用金庫
淡路信用金庫
但馬信用金庫
西兵庫信用金庫
中兵庫信用金庫
但陽信用金庫
兵庫県医療信用組合
兵庫県信用組合
淡陽信用組合
兵庫県信用農業協同組合連合会
兵庫県信用保証協会

■ 奈良県

南都銀行
奈良信用金庫
大和信用金庫
奈良中央信用金庫
奈良県信用保証協会

■ 和歌山県

紀陽銀行
新宮信用金庫
きのくに信用金庫
紀南農業協同組合

■ 鳥取県

鳥取銀行
鳥取信用金庫
米子信用金庫
倉吉信用金庫
鳥取県信用保証協会

■ 島根県

山陰合同銀行
最勝銀行
しまね信用金庫
日本海信用金庫
島根中央信用金庫
島根益田信用組合
島根県信用保証協会

■ 岡山県

中国銀行
トマト銀行
おかやま信用金庫
水島信用金庫
津山信用金庫
熊本第一信用金庫
備北信用金庫
吉備信用金庫
備前日生信用金庫
笠岡信用組合

■ 広島県

広島銀行
もみじ銀行
広島信用金庫
呉信用金庫
しまなみ信用金庫
広島市信用組合
広島県信用組合
両備信用組合

■ 山口県

山口銀行
西京銀行
秋山口信用金庫
西中国信用金庫
東山口信用金庫
山口県信用組合
山口県信用農業協同組合連合会
山口県信用保証協会

■ 徳島県

阿波銀行
徳島大正銀行
徳島信用金庫
阿南信用金庫
徳島県信用保証協会

■ 香川県

百十四銀行
香川銀行
高松信用金庫

観音寺信用金庫
香川県信用組合
香川県信用保証協会

■ 愛媛県

伊予銀行
愛媛銀行
愛媛信用金庫
宇和島信用金庫
東予信用金庫
川之江信用金庫
うま農業協同組合
愛媛たいき農業協同組合
愛媛県信用保証協会

■ 高知県

四国銀行
高知銀行
幡多信用金庫
高知県信用保証協会

■ 福岡県

福岡銀行
筑邦銀行
西日本シティ銀行
北九州銀行
福岡中央銀行
福岡信用金庫
福岡ひびき信用金庫
大牟田柳川信用金庫
筑後信用金庫
飯塚信用金庫
田川信用金庫
大川信用金庫
遠賀信用金庫

■ 佐賀県

佐賀銀行
佐賀共栄銀行
唐津信用金庫
佐賀信用金庫
伊万里信用金庫
九州ひぜん信用金庫
佐賀東信用組合
佐賀西信用組合
佐賀県信用保証協会

■ 長崎県

十八親和銀行
長崎銀行
たちばな信用金庫
長崎三菱信用組合
西海みずき信用組合
長崎県信用保証協会

■ 熊本県

肥後銀行
熊本銀行
熊本信用金庫
熊本第一信用金庫
熊本中央信用金庫
天草信用金庫
熊本県信用組合
熊本県信用保証協会

■ 大分県

大分銀行
豊和銀行
大分信用金庫
大分みらい信用金庫
日田信用金庫
大分県信用組合
大分県信用保証協会

■ 宮崎県

宮崎銀行
宮崎太陽銀行
宮崎第一信用金庫
延岡信用金庫
高鍋信用金庫
宮崎県信用保証協会

■ 鹿児島県

鹿児島銀行
南日本銀行
鹿児島信用金庫
鹿児島相互信用金庫
奄美大島信用金庫
鹿児島興業信用組合
鹿児島県信用農業協同組合連合会
鹿児島県信用保証協会

■ 沖縄県

琉球銀行
琉球銀行
沖縄海邦銀行
コザ信用金庫
沖縄県信用保証協会

『TKCモニタリング情報サービス通信』のバックナンバーは
TKCグループホームページでご覧いただけます。

URL : <https://www.tkc.jp/fx/bank/magazine>



『TKCモニタリング情報サービス通信』Vol.66

発行日 令和6年11月28日

発行所 株式会社 **TKC** SCG営業本部
東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル5F

本誌に関するお問合せ(部数追加・送付先変更等)

TEL : 03-3267-0622(金融機関専用ダイヤル)

E-MAIL : fintech.banks@tkc.co.jp

担当 : 中村・井上